二　賃金日額が三千十四円以上五千三百四十円未満の場合　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額
三　賃金日額が五千三百四十円以上の場合　イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（ただし、当該額が五千八百二十円を超えるときは、その額とする。）
イ　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額
ロ　賃金日額に(i)に掲げる率に(ii)に掲げる率を乗じて得た額
(i)　百分の三十
(ii)　賃金日額から五千三百四十円を減じた額（ただし、当該額が七千八百円を超えるときは、その額とする。）を七千八百円で除して得た率

○国土交通省告示第七百七十七号

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令（昭和五十一年運輸省令第二十五号）第十条第二項の規定に基づき、就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額（以下「控除額」という。）を千三百九十一円とし、令和七年八月一日以後に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、令和六年国土交通省告示第千五十号（漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令第十条第二項の規定に基づき、就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件）は、令和七年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る控除額については、なお従前の例による。

令和七年七月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

○国土交通省告示第七百七十八号

船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和五十二年運輸省令第三十九号）第十八条第二項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額（以下「控除額」という。）を千三百九十一円とし、令和七年八月一日以後に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、令和六年国土交通省告示第千五十一号（船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第十八条第二項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件）は、令和七年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る控除額については、なお従前の例による。

令和七年七月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

○国土交通省告示第七百七十九号

船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二年運輸省令第二十六号）第十三条第三項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額（以下「控除額」という。）を千三百九十一円とし、令和七年八月一日以後に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、令和六年国土交通省告示第千五十二号（船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則第十三条第三項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件）は、令和七年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る控除額については、なお従前の例による。

令和七年七月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

○国土交通省告示第七百八十号

船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令（昭和五十六年運輸省令第四十九号）第十六条第二項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額（以下「控除額」という。）を千三百九十一円とし、令和七年八月一日以後に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、令和六年国土交通省告示第千五十三号（船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令第十六条第二項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件）は、令和七年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る控除額については、なお従前の例による。

令和七年七月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

○関東地方整備局告示第百七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月三十一日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	久喜市菖蒲町下栢間字下在来八六〇番一から同市菖蒲町下栢間字下在来八五九番一まで	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　令和七年七月三十一日

○関東地方整備局告示第百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月三十一日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　長野県
二　都市計画事業の種類及び名称　安曇野都市計画道路事業三・六・二十三号松本糸魚川連絡道路穂高明科線
三　事業施行期間　自令和七年七月三十一日至令和十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　長野県安曇野市豊科光、明科光、明科中川手及び穂高北穂高地内
使用の部分　長野県安曇野市豊科光、明科中川手及び穂高北穂高地内

○中部地方整備局告示第七十六号

次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月三十一日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
下呂市三ツ淵字倉谷一二七番一から同市三ツ淵字倉谷一二六番一まで	前	一八・一七～二三・九〇メートル	○○・○六二キロメートル
	後	二〇・三一～二六・一三	○○・○六二
高山市久々野町長淀字曲り洞四七六番から同市久々野町木賊洞字南ヶ洞三七五番一まで	前	二一・六八～四二・一〇	○○・二一○
	後	二一・六八～四二・一〇	○○・二一○
高山市久々野町引下字船渡谷三四八番三から同市久々野町引下字クルミノ内三三二番一まで	前	一七・五五～二四・六五	○○・○○九
	後	一七・五五～三〇・七〇	○○・○○九
飛騨市神岡町東漆山字大平見山三八九番地二地内	前	三三・三三～九三・三八	○○・○八九
	後	三三・三三～九三・三八	○○・○八九
飛騨市神岡町東茂住字赤谷一番一地内	前	二〇・二〇～六三・〇二	○○・二五〇
	後	二〇・二〇～六三・〇二	○○・二五〇

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所